

個別相談2

相談者	(団体名) NPO 法人 (保健・医療・福祉)
	(氏名) 理事 (会計担当)
相談・依頼内容	相談概要(何の相談だったか一言、一文で) 税務申告、活動計算書への移行、定款の内容について
	① 決算後の税務関係について ・ 物品販売の際の販売手数料について適正な処理の方法を知りたい ② 活動計算書への移行について ③ 定款(総会の成立要件)の内容について
対応・処理 助言した内容等	① 最近まで、物品販売の際の販売手数料を寄付金に含めていた。 本来なら事業収入であり、適正な処理をしたいのだが、決算から申告の流れを知りたい。 → 販売手数料分については「雑収入」扱いで OK。来期からきちんと処理すること。 また、赤字なので法人税はかからない。(課税対象となる収入部分が少ないので) ② 収支計算書から活動計算書に変更するにあたり、当会の場合はどうに変わればよいか？ → 活動計算書は損益計算書と同じもの。比べてみて変わるところは費用の表記部分のみ。 → また、定款については次回の計算書提出の際に届出書(+総会議事録+新しい定款)を一緒に提出しても OK ③ 定款の細則は県や市に提出する必要はあるか？ → 細則は定款とは違う。提出する性格のものではなく、内規のようなものなので提出不必要。 ③ 定款中に、総会の定足数が1/2以上とあるが、これは法律で決まっているのか？ 正会員が千人以上いて、委任状を集めるのが大変なので、できれば他県の NPO 法人のように1/10以上としたい。 → NPO 法での定めでは、定足数1/2以上(法②5)。ただし、「定款」で定めた場合はその「定款」が優先される。 それよりも、会員はそれぞれ所属単位で分けられる現状を利用し、それぞれの所属先の代表者が委任状を取りまとめるしくみを構築する方が現実的ではないか、と助言。